

# 学校法人 高田学苑 理事 ・ 監事名簿

(令和7年6月10日現在)

No.	区分	氏名	寄附行為 選任条項	外部理事 該当の有無
1	理事長	梅 林 久 高	第8条第1項第1号 学苑長、高田短期大学長、高田高等学校長及び高田中学校長、法人事務局長のうちから評議員会において選任した者	
2	理事	清水谷 正尊	第8条第1項第1号 学苑長、高田短期大学長、高田高等学校長及び高田中学校長、法人事務局長のうちから評議員会において選任した者	
3	理事	福 山 茂	第8条第1項第1号 学苑長、高田短期大学長、高田高等学校長及び高田中学校長、法人事務局長のうちから評議員会において選任した者	
4	理事	加 藤 光 博	第8条第1項第1号 学苑長、高田短期大学長、高田高等学校長及び高田中学校長、法人事務局長のうちから評議員会において選任した者	
5	理事	増 田 修 一	第8条第1項第2号 評議員会において選任された者	○
6	理事	志 田 行 弘	第8条第1項第2号 評議員会において選任された者	○
7	理事	松 田 英 明	第8条第1項第2号 評議員会において選任された者	○
8	理事	山 田 瞳	第8条第1項第2号 評議員会において選任された者	○
9	理事	稲 田 直 子	第8条第1項第2号 評議員会において選任された者	○
1	監事	山 中 利 之	第23条第1項	
2	監事	下 津 和 文	第23条第1項	

【 寄附行為 第6条第1項 】  
この法人に、次の役員を置く。  
第1号 理事 9名  
第2号 監事 2名

【 寄附行為 第8条第1項 】  
理事は、次の各号に掲げる者とする。  
第1号 学苑長、高田短期大学長、高田高等学校長及び高田中学校長、法人事務局長のうちから評議員会において選任した者 4名  
第2号 評議員のうちから評議員会において選任された者 5名

【 寄附行為 第15条第2項 】  
理事のうち1名を理事長とし、理事会の決議によって選定する。理事長を解職するときも、同様とする。

【 寄附行為 第23条第1項 】  
監事は、評議員会の決議によって選任する。